

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【公開番号】特開2011-41580(P2011-41580A)

【公開日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2011-009

【出願番号】特願2010-265835(P2010-265835)

【国際特許分類】

C 12 N 1/00 (2006.01)

【F I】

C 12 N 1/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月25日(2011.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ウイルスを生成する方法であって、該方法は、以下の工程：

0.05% (w/v) ~ 1% (w/v) の濃度のダイズ加水分解物および0.05% (w/v) ~ 0.3% (w/v) の濃度の酵母加水分解物を含む動物性タンパク質非含有培地中で細胞の培養物を増殖させる工程；

該細胞にウイルスを感染させる工程；ならびに

該感染させた細胞をインキュベートして、該ウイルスを増殖させる工程、を包含する、方法。

【請求項2】

前記細胞は、昆虫細胞、鳥類細胞および哺乳動物細胞からなる群より選択される動物細胞である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記細胞は、BSC-1細胞、LLC-MK細胞、CV-1細胞、COS-細胞、VERO細胞、MDBK細胞、MDCK細胞、CRFK細胞、RAF細胞、RK-細胞、TICK-1細胞、LLC-PK細胞、PK15細胞、LLC-RK細胞、MDOCK細胞、RK細胞、BHK-21細胞、WI-38細胞、293細胞、およびMRC-5細胞からなる群より選択される、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記細胞は、インフルエンザウイルス、ワクシニアウイルスおよび痘瘡、鶏痘ウイルス、牛痘ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス(TBE)、ポリオウイルス、A型肝炎ウイルス、ロス川ウイルス、黄熱病ウイルスおよびそれら由来のキメラウイルス、西ナイルウイルス、日本脳炎ウイルス、風疹ウイルス、C型肝炎ウイルス(HCV)、流行性耳下腺炎ウイルス、麻疹ウイルス、RSウイルス(RSV)、単純ヘルペスウイルス(HSV)、サイトメガロウイルス(CMV)、エブスタインバーウィルス(EBV)、ロタウイルス、および口蹄疫ウイルス(FMDV)からなる群より選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記細胞がVERO細胞であり、前記ウイルスが、インフルエンザウイルス、TBEウイルス、ワクシニアウイルス、ポリオウイルス、A型肝炎ウイルス、ロス川ウイルス、黄

熱病ウイルスおよびそれ由來のキメラウイルス、西ナイルウイルス、日本脳炎ウイルス、風疹ウイルス、HCV、流行性耳下腺炎ウイルス、麻疹ウイルス、RSウイルス、HSV、CMV、EBV、およびロタウイルスから選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記ダイズ加水分解物および前記酵母加水分解物は精製されたものである、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記ダイズ加水分解物および前記酵母加水分解物は限外濾過されたものである、請求項6に記載の方法。